1号認定（教育認定）の利用を希望される保護者の皆様へ

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行い幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。利用する部分により、保育時間や申込先が異なります。認定こども園を利用するには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があり、年齢や保育の必要性の有無に応じ下記のとおり１～３号に区分されます。

認定区分	児童の年齢	保育の必要性	保育の必要量	保育所等利用料		利用できる施設	申込先
				保育料	食材料費		
１号認定（教育認定）	満３歳以上	なし	なし	無	有	認定こども園（教育部分）	利用希望施設
２号認定（保育認定）	３歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	無	有	認可保育所 認定こども園（教育認定） 小規模保育所 事業所内保育所	子ども家庭課
２号認定（保育認定）	満３歳			有	無		
３号認定（保育認定）	３歳未満						

1. 申請方法

利用予定の施設を経由しての申込となります。**施設が指定する期日までに下記の必要書類を提出してください。**

2. 提出書類

	必要書類等	備考
①	教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育所等利用申込書	
②	個人番号（マイナンバー）記入用紙	同居者全員が記入対象（利用希望児童含む）
③	保護者の個人番号（マイナンバー）カードの両面の写し ＜個人番号（マイナンバー）カードをお持ちでない場合＞ ・個人番号通知カードもしくは個人番号記載の住民票及び顔写真付の身分証明書の写し（運転免許証等） ＜顔写真付の身分証明書をお持ちでない場合＞ ・資格確認書や年金手帳など、その他官公署からの発行書類で「氏名と生年月日」または「住所と氏名」の記載があるもの のいずれかの写し二点	**単身赴任等で別居中の保護者・保護者以外の生計の主宰者（祖父母等）も対象**（保育所等利用料の決定または副食費免除の判定のため、市町村民税課税情報の確認が必要となります）
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー以下は該当する場合のみ提出ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		
④	・児童の戸籍謄本　　・児童扶養手当証書 ・大和町母子・父子家庭医療費助成受給者証 のいずれかの写し一点	ひとり親世帯の方が対象（ひとり親世帯とは、父母が別居しており、かつ離婚が成立している場合に限り、離婚を前提に裁判・調停中で別居していても、母子世帯・父子世帯の対象とはなりません）
⑤	・身体障害者手帳　　・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当の受給が確認できる書類 ・障害年金の受給が確認できる書類 のいずれかの写し一点	手帳等の交付を受けている方と保護者が生計を一にしている方が対象
	生計同一申立書	手帳等の交付を受けている方が、保護者と世帯分離している場合は、手帳等の写しとあわせて生計同一申立書を提出
⑥	・別生計であることの申立書 ・生活費が別々であることを証明する書類（生活費を保護者が負担していることがわかる書類）	父母が市町村民税非課税であり、祖父母等と同居していて生計を別にしている方が対象 月々支払っている金額の内訳や食費、光熱費の支払方法等が記載された申出書もしくは水道光熱費等を別々に支払っている領収証を提出
⑦	生活保護受給証の写し	生活保護世帯の方が対象
⑧	在園証明書	未就学のきょうだいが認可外保育所に入園している方が対象
⑨	その他事実を確認できる書類	町から指定があった方のみ対象

※様式は大和町内の各教育施設にて個別に配布しています。（大和町ホームページ「大和町幼稚園等利用児童の募集について（1号認定）」でもダウンロード可）

※申込後に申込書の記載事項が変更となった場合（父母の離婚、ひとり親の婚姻、父母及び手帳等を所持している同一世帯員の死亡や住所異動等）は「家庭状況等変更届」等の提出が必要です。各教育施設へご確認ください。

大和町子ども家庭課　保育支援係
ＴＥＬ：022-345-7503